令和７年度雲南市社会福祉法人監査結果（法人本部）　　（令和８年９月１６日現在）

監査実施日	法人名	文書指摘事項	改善状況
R7.10.2	よしだ福祉会	①基本財産を処分したことによる定款変更が行われているが、このことについての所轄庁への定款変更の承認手続きは行われていない。今後、新たに取得した基本財産に係る定款変更も必要なため、併せて定款変更手続きを行い、認可を受けること。 ②理事会の欠席が連続する理事がいるが、理事会の役割の重要性に鑑みると適当でないので、改善を図ること。	① 改善済 ② 改善中
R7.10.15	きすき福祉会	①評議員の要件「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」を満たす者として候補者の説明がされていないので、今後は理事会（候補者の推薦議案）及び評議員選任・解任委員会（候補者の決定）において説明の上、それぞれ議事録に記載すること。（前回口頭指摘） ②役員（理事・監事）のうちに含まれなければならない要件を満たす候補者の説明がされていないので、役員提案の際に説明し、あわせて議事録へ記載すること。（前回口頭指摘）	① 改善中 ② 改善中
R7.11.7	仁寿会	①貴法人定款（第 16 条第 3 項）に業務執行理事について記載されているが、事実と異なるので、定款から削除すること。また、定款（第 30 条第 2 項）に記載している基本財産の一部について、登記簿との一致が確認できないため、原因を明らかにし、必要に応じて定款変更を行うこと。併せて財産目録への記載方法についても修正すること。（前回文書指摘）	① 改善済

※「改善状況」については、改善済、改善中、未改善と記載する。